

情報公開・個人情報保護審議会における情報セキュリティ専門家意見の聴取について

【経緯】

- ICTの進展に伴い、区の事業において、外部サーバと連携するシステムや、スマートフォン用アプリやWEBアプリ等を用いるシステムが導入されるようになり、今後、ますます増加することが見込まれる。また、新宿区情報公開・個人情報保護審議会においても、こうした新たなシステムにかかる案件の付議が増加傾向となっている。
- 区では、これまでも、新宿区情報セキュリティポリシーに基づき、情報システム課と担当課が連携し事業における適切なセキュリティ対策確保に努めてきたところであるが、高度化・複雑化するシステム環境の現状を踏まえ、**外部の第三者の視点からリスクの洗い出しや保護対策を点検することで、保護対策の客観性や専門性を確保し**、より一層、個人情報保護制度の適正な運営につなげる必要がある。



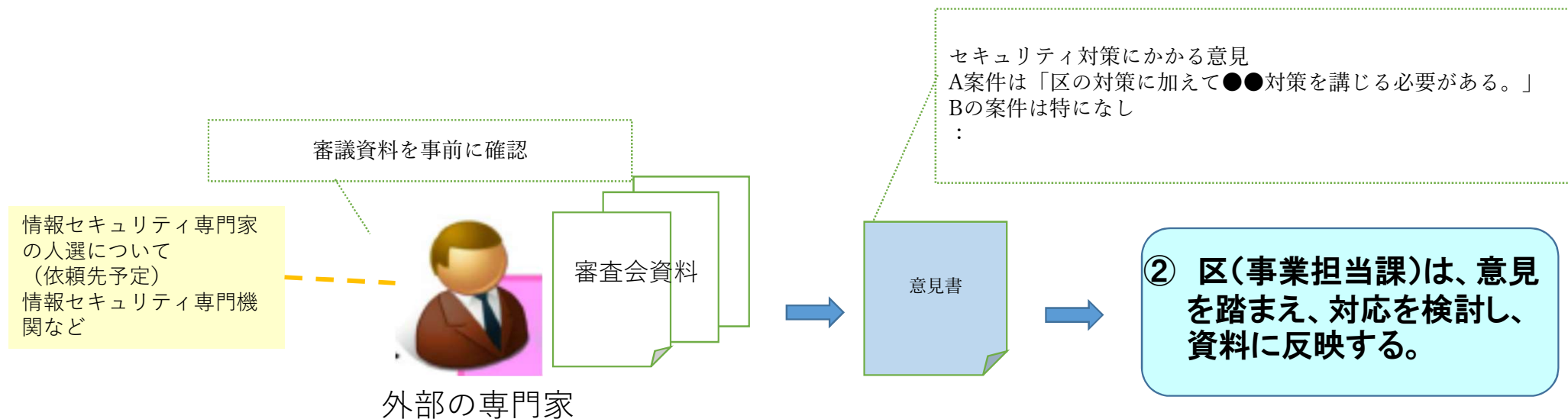
外部の専門家による点検のしくみ（案）

- 審議会に案件を付議するにあたっては、区のセキュリティにかかる保護対策（案）に対し、事前に外部の専門家に点検させ、意見をもらう。
- 事業担当課は、外部の専門家意見を踏まえ、必要に応じて保護対策に反映し「審議会資料」を作成する。

外部の専門家による点検のイメージ（案）

《審議会の前》

- ① 審議会に付議する案件について事前に確認し、情報セキュリティにかかる保護対策案について意見を出してもらおう(書面による意見)。



《審議会（当日）》

- ③ 案件ごとの資料説明の際、専門家からの意見及び区の対応について概要を説明する。